

岩手県企業局管理規程第8号

企業局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

岩手県企業局長 佐々木 幸 弘

企業局代決専決規程の一部を改正する規程

企業局代決専決規程（昭和49年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(経営総務室課長等専決事項)</p> <p>第7条 経営総務室の管理課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>2 経営総務室の認定任用担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員の扶養親族の認定並びに児童手当及び子ども手当に関すること。</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>3 経営総務室の予算経理担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 第1項第7号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為(第5条第1項第7号に規定する工事の執行に係る支出負担行為を含む。)をすること。</p> <p>(10)～(18) [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>(経営総務室課長等専決事項)</p> <p>第7条 経営総務室の管理課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 職員の配偶者同行休業の承認に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>2 経営総務室の認定任用担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員の扶養親族の認定及び児童手当に関すること。</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>3 経営総務室の予算経理担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 第1項第8号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為(第5条第1項第7号に規定する工事の執行に係る支出負担行為を含む。)をすること。</p> <p>(10)～(18) [略]</p> <p>4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。